

IV. 積立

＜事務処理要領＞ 第5章 補てん積立金

1. 通常補てん積立金の負担区分と単位数量当たりの額（業務方法書第11～12条）

通常補てん積立金の額は、年度開始前に評議員の意見を聴き、かつ、理事会で決議したトン当たりの額とし、その負担区分については業務方法書に定められており、年度開始前に会員を通じて単協等に通知する。

2. 別途納付金（業務方法書第6条の2、価格差補てん契約実施基準4(3)）

- (1) 基本契約期間の途中で加入する畜産経営者は、既加入生産者が納入する積立金以外に、業務方法書に定められた算式により算出される額を基準として、理事長が定めた別途納付金を納入する。
- (2) 別途納付金とは、あらたに加入する畜産経営者が、あらたに加入する事業年度開始時において既加入生産者の持分財産たる通常補てん準備財産に繰越額がある場合、その繰越額に応じて別途に納付する積立金である。
- (3) 畜産経営者が名義変更や経営の全てまたは一部を既加入生産者から譲渡を受けた場合は第3章3項の手続きにより、また農協合併や商流の変更により加入生産者の契約先が変わる場合は、第3章4項の手続きにより、既加入者として扱い、別途納付金の対象としない。
- (4) 既加入者が、災害の発生その他特別な事由により休業したものの、基本契約期間内に経営を再開し、数量契約を締結する場合は、既加入者として扱い、別途納付金を徴収しない。

3. 異常補てん積立金（業務方法書第15条の7、8）

各事業年度内に国から交付される補助金の額を下限として、各事業年度ごとに生産局長が別に定める額に、当該事業年度における安定機構と当基金との契約割合を乗じて安定機構が算定した金額を積み立てる。

基金の請求に基づき1号会員が基金に納入し、基金は納入された積立金全額を、安定機構に納入する。

4. 通常補てん積立金の徴収と納入（業務方法書第13条）

(1) 補てん積立金の計算

補てん積立金の額は、トン当たりの額に四半期ごとの契約数量を乗じた額とする。
計算時に発生する円未満の端数は四捨五入とする。

(2) 徴収および納入の期限は下記のとおりとする。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
加入生産者 ～単 協	3月20日	6月20日	9月20日	12月20日
単 協 ～2号会員 (加入生産者～2号会員)	3月25日	6月25日	9月25日	12月25日
2号会員 ～1号会員 (単 協 ～1号会員) (加入生産者～1号会員)	3月31日	6月30日	9月30日	12月28日
1号会員 ～基 金	3月31日	6月30日	9月30日	12月28日

ア. 期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

イ. 別途納付金は、新たな加入生産者から、その年度に掛かる契約数量を乗じて得られる金額を一括して通常補てん積立金と同時に徴収し、(2)の第2四半期と同じ期限ま

でに納入する。
 ウ．基金が認めたときは、第1四半期分の納入に限り4月30日を納入の期限とする。
 (3) 異常補てん積立金
 1号会員は6月30日、9月30日、12月28日及び3月31日までに当該四半期分を基金に納入する。期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

Q IV-1 通常積立金の額はどのような手続きで決定されますか

A： 飼料月報（飼料機構発行）の配合飼料価格（全畜種加重平均・工場渡価格）の前年度の4月から10月の平均価格の1,000分の40以内において配合飼料原料の需給見通し及び通常補てん準備財産の額を勘案し、毎事業年度の開始前に、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、トン当たりの通常補てん積立金の額を定めることとしています。

通常補てん積立金は、通常補てん金の財源ですが、その納入については通常補てん金の交付を受ける加入生産者のほかに、加入生産者に配合飼料を供給する全農や県連およびくみあい飼料も負担しなければなりません。

加入生産者が負担する補てん積立金の単価の額は、補てん積立金単価の3分の1以上で、県連・くみあい飼料が負担する補てん積立金の単価の額は、加入生産者が負担する額の2分の1に相当する額で、残りを全農が負担します。

ただし全農の負担額は、加入生産者が負担する額の2分の1に相当する額を差し引いて得られた額の範囲内において減額することができます。

令和6年度は加入生産者800円/トン、県連・飼料会社400円/トン、全農1,200円/トン（内800円は積増し分）、合計2,400円/トンです。

Q IV-2 通常積立金は他の基金（畜産基金・商系基金）でも同じ単価ですか

A： 年度や四半期によって異なることがありますが、令和6年度については、以下のとおりです。

全農基金		畜産基金		商系基金	
生産者	800円/トン	生産者	800円/トン	生産者	800円/トン
県連・飼料会社	400円/トン	加入会員	400円/トン		
全農	1,200円/トン	契約会員	1,200円/トン	メーカー	1,600円/トン
(内800円は積増し分)		(内800円は積増し分)		(内800円は特別積立金)	
合計	2,400円/トン	合計	2,400円/トン	合計	2,400円/トン

Q IV-3 異常積立金の額はどのような手続きで決定されますか

A： 異常基金は国庫補助金と同額を民間3基金で積立てるため、国の造成額に全農基金の契約比率を乗じた額を基金が全農から納入を受け、飼料機構に納付しています。

令和3年度の補助金230億円と令和4年度の補助金435億円＋追加額9億円と同額を民間は積み立てる予定です。積立期間は下記の予定です。

令和3年度分・・・令和4年度～令和8年度

令和4年度分・・・令和9年度～令和13年度

令和4年度追加分・・・令和7年度～令和8年度

Q IV-4 積立金はどのように生産者に通知すればよいですか

A： 安定基金システムより積立金通知書（P120）を出力し、生産者に通知してください。

第2四半期（7～9月期）の積立金通知書には、同時に徴収する別途納付金も合わせて印字することができますので、ご利用ください。

Q IV-5 通常積立金の税務上の扱いはどうなりますか

A： 通常積立金は、所得税法施行令167条2および法人税法施行令136条の「法人および個人が、各事業年度において、農畜産物の価格の変動による損失を補てんするための業務を主たる目的とする一般社団法人の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもので国税庁長官が指定したものに充てるための負担金を法人にあっては損金算入、個人にあっては必要経費に算入する。」という内容にもとづき、基本契約期間（4年）毎に通常基金が指定を受け、必要経費又は損金算入（免税）が認められています。

Q IV-6 異常積立金の税務上の扱いはどうなりますか

A： 異常積立金は、租税特別措置法66条11-1-5の「商品の価格変動による異常な損失を補てんする業務を行う公益法人等で、その業務が国の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき、政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定するものについて、その業務に充てるための負担金を、法人にあっては損金算入する。」という内容にもとづき、飼料機構が、民間が積立てる年度毎に指定を受け、損金算

入の特例を認められています。

Q IV-7 積立金に消費税はかかりますか

A： 「保険料に類するもの」として、非課税扱いになります。

Q IV-8 積立金の振込手数料はどこが負担しますか

A： 振込手数料は振込者をご負担下さい。振込手数料を差し引いて積立金を納入した場合、理事会で決定した積立単価を変更したことになります。

Q IV-9 積立金の遅延、立て替え、肩代わりはできますか

A： たとえ一時的でも積立金の納入が遅れる事は制度上許されません。契約農協等がいったん立て替える事も適切ではありませんが、一時立て替えたときは、速やかに徴収して下さい。肩代わりは贈与ともとられますので、契約に基づき遅滞なく行って下さい。

Q IV-10 積立金を徴収する際、生産者に支出する奨励金と相殺してもよいですか

A： 奨励金等との相殺は認められません。また、地方自治体（県や市町村）や農協等で生産者の基金積立金に対する助成金等が支出される場合は、積立金は積立金として徴収し、助成金は助成金として生産者に支出して下さい。

Q IV-11 積立金を飼料代金に上乗せして請求してよいですか

A： 飼料代金への上乗せは認められません。飼料代金とは別に徴収してください。

Q IV-12 積立金を毎四半期開始前に納入するのはなぜですか

A： 基金制度は一種の保険的性格をもっており、積立金納入と同時に発効するのが建前です。（保険も契約だけでは発効しません。掛金を納入して初めて被保険者となり得ます。）
ただし、第1四半期だけは、契約のとりまとめに時間を要するので、例年、4月末の納入期限に変更されています。

Q IV-13 農協は積立金について領収書を出すことはできますか

A： 生産者が負担する積立金は最終的に安定基金に納入されるものであり、農協は一旦預かる立場ですが、金銭を受領した事実がありますので、領収書を出すことができます。なお、その際、安定基金の代理として請求した旨を記載することも可能です。